⑶　入札者に要求される事項　入札の参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該調達に係る必要な証明書等を上記３⑵に示す提出期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷　落札対象　証明書等は、分任支出負担行為担当官において審査を行い、当該調達が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。

⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規程に基づく随意契約には移行しない。

⑻　手続きにおける交渉の有無　無。

⑼　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Shindo, Director General of Kumamoto River and National Highway office, Kyusyu Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be required : ①Electricity use in Government Building of Kumamoto River and National Highway office ②Electricity use in Kumamoto River and National Highway office Shin Sashiki Tunnel

⑷　Fullfillment period : From 1 April 2015 through 31 March 2016

⑸　Fullfillment place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A, B, C or D on “manufacturing of products” or “selling of products” in Kyusyu・Okinawa Area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (single qualification for every ministry and agency)

③　not be under suspension of nomination by Director General of Kyusyu Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening

④　have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16—2, Section 1 of the same law

⑤　who should have receive the tender documentation

⑺　Time-limit for submission of certificate : 17 : 00　13 January, 2015

⑻　Time-limit for tender : 17 : 00　4 February, 2015

⑼　Contact point for the notice : Ayumi Takamoto, Accounting Section, Kumamoto River and National Highway office Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism, 1—12—1, Nishibaru, Higashiku, Kumamoto-shi, Kumamoto-ken, 861—8029, Japan. TEL 096—382—1127 ex225

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年12月12日

支出負担行為担当官

東北地方環境事務所

福島環境再生事務所長　関谷　毅史

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　07

1　調達内容

⑴　品目分類番号　78

⑵　件名　平成26年度楢葉町警戒区域見直しに伴う建物等解体撤去等工事

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　工期　契約締結日の翌日から平成28年１月25日まで

⑸　工事場所　福島県双葉郡楢葉町地内

⑹　入札方法　本工事は、入札時に簡易な施工計画等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　環境省における平成25・26年度「建築工事」又は「土木工事」に係るＡ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前項の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　提案書等の提出期限の日から開札の日までの期間が、環境省から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年１月６日環境会第９号）」に基づく指名停止をうけている期間中でないこと。

⑹　入札参加者は類似工事以上の施工実績を有すること。ただし、平成16年４月１日から提案書等の提出期限までに工事が完成し引渡しが済んでいるものに限る。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又は１級建築施工管理技士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。

②　入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　平成16年４月１日以降に、建築工事又は土木工事の経験を有する者であること。

⑻　除染等工事共通仕様書に規定する放射線管理責任者を本工事に専任で配置できること。なお、配置予定の放射線管理責任者については、直接的かつ恒常的な雇用関係を必要としない。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本及び人事面において関係がないこと。

⑽　競争参加資格を有することを証明するため提案書等を提出すること。なお、契約担当官等から当該提案書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑾　入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規程による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規程による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規程による届出の義務

⒀　詳細は入札説明書による。